

文化財審議会（令和5年3月6日）議事録

<出席者>

梅村会長、浅間委員、河東委員、佐野委員、西川委員、藤木委員、古里委員

<欠席者>

金丸副会長

<文化・スポーツ課>

辻課長、永田課長補佐、近藤係長、今野主査、手嶋主任文化財主事、柏瀬主任文化財主事

事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本会は、令和4年度の第2回文化財審議会になります。どうぞよろしく願いいたします。

本日、金丸副会長につきましては、ご都合により欠席となっております。

それでは、我孫子市情報公開条例第18条に基づき本会を公開するにあたり、傍聴人について報告いたします。

傍聴人は、おりません。

それでは、以降の進行は会長にお願いしたいと思います。梅村会長、よろしく願いいたします。

梅村会長 皆様、お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。会議を進行させて頂きます。まず事務局から資料の確認をお願いします。

事務局 先日資料の一部につきましては委員の皆様へ送付させて頂いておりましたが、幾つか修正が御座いましたので本日改めて全資料をお配りしておりますのでご了承ください。それでは資料を確認させて頂きます。まず「会議次第」が1枚、続きまして資料1「下ヶ戸貝塚出土品指定調書（案）」こちらが3枚あります。続いて資料2の「参考文献リスト」が2枚、資料3の「指定候補リスト」が3枚になります。この資料3に付属しまして「指定候補リストの図版一覧」をお渡しさせて頂いております。こちら9枚になりますので適宜ご参照ください。

次に資料4としまして「我孫子宿 水戸道・成田道追分の概要と現状」こちらが3枚になります。

次に資料5としまして「金塚古墳の概要と現状」が1枚になります。またこの資料4・5に付属しまして「我孫子市指定文化財候補一覧」がA3で1枚になります。

次にその他の報告事項の資料としまして資料6「榎本家の国登録文化財の登録について」が7枚になります。

同じく報告事項の資料7「旧井上家住宅の天井破損についての報告」が3枚に

なります。

お手元に資料はお揃いでしょうか。それでは資料の確認は以上になります。

梅村会長 ありがとうございます。皆様お手元の資料はよろしいでしょうか。では、議題に入ります。まず指定文化財についてということで、(1) 下ヶ戸貝塚出土品の調書案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回会議におきまして、下ヶ戸貝塚の出土品について文化財指定に向けて古里委員へ調書案の作成をお願いしておりました。古里委員におかれましては、お忙しい中にも関わらず、ありがとうございました。また、本日古里委員より追加で資料をお配りいただいておりますので併せてご確認ください。それでは皆様のお手元にあります調書案につきまして、古里委員よりご説明頂ければと思います。宜しくお願い致します。

古里委員 それでは「下ヶ戸貝塚出土品指定調書（案）」を読み上げさせていただきます。

「種別・有形文化財 考古資料。名称及び員数・下ヶ戸貝塚出土品一括。所在の場所・我孫子市教育委員会。年代・縄文時代。」

「所見、下ヶ戸貝塚（当初、下ヶ戸宮前遺跡とされていた地点を含む）は我孫子市のほぼ中央部、下ヶ戸字宮前 737 番地ほかに所在する主に縄文時代後期から晩期にかけて営まれた遺跡である。」

資料の図 1 の黒丸のところになります。台地のへりにあって、下には川村学園があります。

「本貝塚は北に利根川を望む標高 16～17m の台地上に位置し、汽水域に生息するヤマトシジミを主体とした地点貝塚が半円状に点在している。」

資料の図 2 に住居跡が示されており、これを縄文時代の地形に重ね合わせたのが、今日お配りした参考資料の①下ヶ戸貝塚の立地になります。これが縄文時代における下ヶ戸貝塚と海との関係になります。所謂、古鬼怒湾が太平洋から侵入してきており、我孫子の北側までが海であった時代です。この貝塚の主体となっていますヤマトシジミは、汽水域に生息する貝ですので、当時の我孫子の北側は塩水と淡水が入り混じる状況であったことが分かります。

「1981(昭和 56)年から 2015(平成 27)年まで 11 次にわたって、おこなわれた発掘調査によって縄文時代後期の堀之内 1 式期から晩期安行 3c 式期にかけての住居跡 20 軒、同時期と認められる土坑 31 基が検出された。」

「縄文時代晩期には気候の寒冷化に伴って遺跡数が減少する。特に関東地方でこの傾向が著しく、我孫子市域でもこの時期に集落が確認されるのは、この下ヶ戸貝塚のみである。通常、縄文時代の遺跡からの出土品は直接生業にかかわる道具が殆どを占めるが、それ以外に祭祀や儀礼にかかわる道具や装飾品といった精

神文化にかかわる道具類が含まれることがある。小林達雄氏は前者を第一の道具、後者を第二の道具と呼んだ。下ヶ戸貝塚出土品の特筆すべき特徴はこの第二の道具が豊富なことである。千葉県内には5000カ所を超える縄文時代の遺跡が存在するが、この第二の道具を豊富に出土する遺跡は極めて稀である。」

「下ヶ戸貝塚出土品にみられる第二の道具を具体的に見てゆくと祭祀・儀礼用具として注口土器、特殊土器、土偶、動物型土製品、土版・岩版、石剣・石棒、独鈷石など、そして装身具として耳飾、垂飾品、貝輪などがあげられる。」

「そのいくつかを紹介する。特殊土器とは、煮炊きや貯蔵といった実用に供したとは考えられない小型(ミニチュア)土器、手燭形土器、異形台付土器の総称である。何らかの祭祀または儀礼に使われたものと考えられる。」

「土偶は県内で4番目に多い210点が出土しており、東北地方の影響を受けた遮光器土偶、加曾利B式期に盛行する山形土偶、関東地方に多いミミズク土偶などバラエティに富む。土偶は一般的には破片の状態バラバラに出土することが多いが、本遺跡のミミズク土偶は完形に近く復元されており貴重である。また、縄文時代の土偶はほとんど女性を表しているが、男性の土偶が出土したのは極めて珍しいことである。」

これは資料3の3ページの25になります。ご覧いただける通り男性器を表現しており、非常に珍しいものです。現在土偶は全国で1万8千点ほど出土していると言われていますが、恐らくその中で数点しかないものと思われま

「土版は70点、少なくとも55個体分が出土しており県内最多である。隅丸長方形の短辺のコーナー付近に対になった孔が開けられているものがみられ、紐を通して吊り下げられた可能性がある。表面に人面が描かれた人面付土版は特に貴重である。用途としては護符としてまたは祭祀にかかわって用いられたと思われる。」

「石剣・石棒は縄文時代中期に数多く作られた石棒に比べ小型化しており、ほとんどは割れた状態で出土する。多数の石剣・石棒が見つかる住居跡と全く発見されない住居跡がある点は興味深い。用いられた石材には頁岩系と粘板岩系があり十字架状、格子状の刻線文が付されるのは頁岩系である。」

「装身具としては環状または円盤状の土製耳飾が503点と数多く出土している。土偶に表現された装着の様子から現代のピアスと同様に耳たぶに孔を開け装着したものである。」

これはお配りした資料の写真で現代の例ではありますが、タイのカヨー族の子供が着けているものです。縄文時代においてもこのように装着していたと考えられる。実際にミミズク土偶も耳飾を装着している表現がなされています。

「直径約1cmから8cmまで様々な大きさのものがある。現在も同様な耳飾を使用している民族の例を見ると、人々は始め小さな孔を開け装着し、段々孔を大きくして次第に径の大きなものを装着するといったことがおこなわれている。出土

した耳飾の大きさにバラエティがあるということは、当時の人々もそのような使い方をしていた可能性が考えられる。」

「玉類は土製、貝製、石製とさまざまな材料のものがあり、形態も勾玉・白玉・小玉などさまざまである。特に最も数量が多い石製の玉については、製品に加え未製品や原石及び細片が多数出土していることから集落内において玉類の製作がおこなわれていたと考えられる。またヒスイの原石と玉が出土している点も注目に値する。縄文時代に流通していたヒスイの産地は新潟県糸魚川市の姫川に限られるので、現地との間に何らかの流通ルートが存在したことが分かる。」

「注目すべき骨角器としてシカの角製の叉状角器とニホンオオカミの骨製の垂飾がある。前者はシカの左角を利用し、類品にみられる穿孔はないが二条の刻線が巡っている。紐を結んで垂下して使用したものと考えられる。後者はニホンオオカミの左下顎骨に孔をあけた垂飾である。小原巖氏の鑑定によると5才位の老体とのこと。縄文時代におけるニホンオオカミの骨の出土例は100カ所近いが、このように加工して製品とされた例は極めてまれである。両者とも何らかの儀礼に使われた可能性が高い。」

「3000年以上前の先人の高度な精神文化の存在を示すこれらの出土品は、学術的価値が高く我孫子市の歴史をたどる上からも貴重な存在である。また、当該年度に発表された発掘調査成果のうち注目される遺跡を、文化庁が選定し行う展覧会「発掘された日本列島 2021」に下ヶ戸貝塚出土品が取り上げられたことから、本資料が全国的にも貴重なものであることが分かる。」

「以上のことから下ヶ戸貝塚出土品を我孫子市の文化財に指定し保護・活用を図り後世に伝えていくことが相応しいと考え、比較的遺存状態が良いものを中心に240点を我孫子市指定文化財として選定した。」

以上でございます。

事務局 古里委員、ありがとうございます。本日一部ではありますが現物をご用意いたしましたので、10分ほど直接ご覧頂く時間を取りたいと思います。

—実見—

事務局 それでは改めまして、事務局としましては、今回頂いた調書とリストでもちまして、来年度の文化財指定へ向けた手続きを進めたいと考えておりますが、この資料1から3につきまして、皆様からご意見を頂ければと思います。

梅村会長 それでは今説明のありました資料1から3につきましてご意見はありますでしょうか。

佐野委員 古里委員から頂いた資料の下段の写真、耳飾を着けている民族事例ですけども、現代でもこういう事例があるということで非常に面白いですね。それから気になるのが、装着者のレベルの問題ですよ。誰もが着けていたのか、それとも家系的な要素があるのか。現代の事例で言うと、お祭りの時なんかは全財産を身に着けるんですね。それが母から娘といった感じで受け継がれていく。今実見させて頂いた耳飾も、見ると相当な細かさで細工されていますよね。恐らく全ての人が着けていたのではなく、ある特定の家系の人なんかが身に着けていたものだと思います。こういった装飾を作る専門の職人は当時いたのでしょうか。

古里委員 難しいところですね。土器に関して言えば、ある程度女系で製作技術が継承されていたであろうと推定されています。

佐野委員 現代でも、タイなどでは、土器を焼く専門の人がいたりしますね。

古里委員 中近東では、wondering-potter といって、あちこちで土器を作って移動する職能集団がいたということが分かっていますが、縄文時代ということで考えるとそこまで特定するのは難しいですね。

佐野委員 同じような耳飾がほかでも出ているということはあるんですか。

古里委員 その辺りの研究は結構進んでいまして、どこにでも同じものがあるわけではなく、ある程度の地域性はありますね。

西川委員 この遺跡は川村学園から台地を上ったところにありますけれども、大学のあたりはいつまで水辺だったのでしょうか。

古里委員 難しいところですが、私が松戸市立博物館におりました頃、そのことについて本を出したことがあるんですが、細かい時代ごとに分けるのは難しいという結論でした。少なくとも今のような状態で完全に陸化したのは、近世に利根川の付け替えが行われてからだと思います。

佐野委員 古里委員のご説明の中で出てきた男性型の土偶というのは祀られている場所などに特徴はあるのでしょうか。

古里委員 極めて稀な事例であることに加えて、土偶というのがそもそもバラバラの状態で見つかることが殆どですので、正確に元々祭祀を行った場所というのは特定できないかと思います。

佐野委員 千葉徳爾さんが昔、男根の屹立が魔を避ける意味合いがあるということで、村はずれにそういった男根を模したものを立てることがあるということをおしゃっていたことがあったので。

古里委員 石棒などに関してはそういった使用方法がよく想定されています。縄文時代中期以降、石棒を用いた祭祀が増加すると言われてはいますが、そういった石棒祭祀はやはり男根に関係するものだと考えられています。

佐野委員 今回の男性型の土偶にはそれは当てはまらないということですか。

古里委員 こういった土偶が一ヶ所でまとまって出土するといった事例があれば、男性型土偶中心の祭祀行為があったと考えることもできるかと思いますが、如何せん出土事例自体が少ないので現時点では断定はできないかと思います。

梅村会長 ほかにありますでしょうか。なければ、この調書案で事務局には手続きを進めて頂ければと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは今回の調書案とリストをもちまして、次年度の文化財指定に向けた手続きを進めさせていただきます。古里委員におかれましては、引き続き宜しくお願い致します。

梅村会長 それでは次の議題へ移ります。(2) 指定文化財候補について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4・5及び付属の「我孫子市指定文化財候補一覧」をご覧ください。今回新たに2件の候補を追加したいと考えております。

1件目は、寿にあります「水戸道・成田道追分」です。こちらの区分は有形文化財・石碑になるかと考えております。

2件目は、根戸にあります「金塚古墳」になります。こちらは発掘調査で出土した遺物は既に県指定になってはいますが、今回改めて古墳自体について記念物・史跡として市指定の候補にしたいと考えています。

それでは、1件目から詳細を説明させていただきます。まず、資料4をご覧ください。水戸道・成田道追分は、寿の第一小学校から国道356号へ出たところに所在しています。この場所は江戸時代に水戸街道・水戸道と成田街道・成田道との分岐点になっていました。先程古里委員のお話にも出てきましたが、江戸時代の利根川東遷以前は、ここから湖北の方へ向かう道が水戸道とされていました。それ

が利根川東遷に伴って、寿から柴崎へ上っていくルートへと水戸道が付け替えられたことにより、以降この場所が水戸道と成田道の分岐点になっていったということになります。現在ここには道路上に三角地帯が残されていて、そこに道標類が数基残されていました。これらのうち年代の分かるものが 6 基あり、一番古いもので 1691（元禄 4）年のものになります。利根川東遷が完了したのが 1650 年頃ですのでそれからおよそ 40 年後に建立されたものになります。

こちらはその後管理する人がいなくなってしまう関係で近年まで打ち捨てられたような状態だったのですが、令和 2 年に地元の方から市と協力して、この場所をどうにか整備できないかというお話を頂きまして、協議の結果、令和 3 年度に地元の方の寄付で道標の立て直しや砂利を敷くなどの整備が行われ、本年度市の方で現地に文化財の説明板を設置しました。

次に現地にありますそれぞれの道標についてですが、資料の 2 枚目以降をご覧ください。①が 1691 年、元禄 4 年の一番古い道標になります。右側が布川海道で成田へ行く道、左側が水戸海道という形で分岐先を表記しています。次に②の寛永 5 年の道標になります。こちらも右側が銚子道、左側が水戸道という形で表記してあります。③は、年代がいくつか候補があって断定はできないものになりますが、十干十二支の辛巳と彫られた部分だけ残っているので、元禄 14 年から文政 4 年の間のいずれかの辛巳の年に建てられたものと考えられます。次に④の不動道標ですが、1816（文化 13）年のものになります。こちらは正面に右成田道ということで成田道の方向を示した上で、一番東の深川までの各所への距離が表記されています。⑤は、1863（文久 3）年の成田山へ向けた道標となっています。最後に⑥ですが、こちらが一番新しいもので、明治の道路元標になります。元々我孫子町の役場がこの三差路の第一小学校側にあったのですが、この道路元標はその場所にあったものが移設されて現在の場所にあると考えられます。以上の 6 基がある程度年代の分かっているものになります。

資料の 3 枚目が整備の経過の写真になります。元々近所の方々が軽く草取りなどをされていたそうですが、草が生い茂ってしまったり、道標が倒れたりといった状況になっていました。土地は国道地になりますので、県の土木事務所が管理をしていたんですが、道路の通行に支障がない限りは放置されていたような状況になります。それが今回地元の方の寄付によって整備されたのが下の写真になります。こちらは現在道標を年代の分かるものを年代順に並べているような状況になります。そして左の写真が本年度市の方で設置した説明板になります。この説明板の設置で一連の整備事業が完了したということで現地説明会も実施しました。

この水戸道・成田道追分ですが、今回整備を進める中で教育委員会の方で改めて道標類の調査を行いました。その結果、これまで確認されていなかった元禄 4 年という利根川東遷からほどなくの時期に建立された道標を確認することができました。またこれらの道標類につきましては現在暫定的に市の所管ということに

なっていますので指定に際しての所有者の同意についても問題ないかと思われ
ます。

続きまして、資料 5 をご覧ください。こちらが金塚古墳の概要になっておりま
す。金塚古墳は我孫子市の西端、手賀沼を臨む台地の縁辺に位置しています。す
ぐ東側には中世の根戸城の城郭が遺されています。1963 年に東京大学の方で発掘
調査が行われており、円形に並べられた埴輪、短甲、石枕などが出土しています。
これらの遺物については平成 24 年に県の指定文化財に指定されています。年代
としましては 5 世紀前半の年代が与えられており、市内では前原古墳や水神山古
墳に次ぐ古手の古墳として知られています。資料に古墳の平面図を載せさせて頂
いておりませんが、墳丘は 10m を超える円墳となっております。また現在県指定に
なっています遺物の一部を写真で載せさせて頂いています。

次に金塚古墳の現状についてですが、古墳の所在地は現在民間の所有地となっ
ています。所有者は近隣の北星神社の氏子中となっております。そのような場所
ですので市の方では特に整備などは行わず、長らく竹林となっていました。近年、
柏と我孫子の市民団体が地権者の許可を得て古墳の周辺の竹を伐採したりなど整
備を行い、そうして整備した場所をスクールヤードとして近隣の小学生などの課
外活動の場として提供する、といった活動が行われています。そういった活動を
受けて、市の方でも先日現地で市民団体及び地権者の方と打ち合わせを行いまし
て、令和 5 年度に市の方で現地に説明板 1 基、誘導板 1 基を設置して、改めて金
塚古墳の周知を行っていきたいということで調整を進めているところになります。

以上の 2 件の文化財につきまして、我孫子市の指定文化財候補一覧に追加した
いと考えておりますが、そのことにつきまして委員の皆様のご意見を頂ければと
思います。

梅村会長 事務局から説明のあった 2 件、まず一つ目は、市内寿の道標類ですが、こちら
は最近地元の方の寄付で周辺が整備されたところというのが 1 点、もう一つは、
既に遺物については県の指定文化財になっている金塚古墳ということです。これ
らの指定文化財候補についてご意見はありますでしょうか。

佐野委員 それぞれ 1 点ずつ宜しいでしょうか。まず道標類については近世が主な時期に
なるかと思いますが、こういった石塔は誰が建てたかという願主の問題がありま
す。今回のものでいうと②は講中、③④は湛然や實道というお坊さんですかね。
そして⑤は地元の住民かと思うんですが、このように願主が異なります。こうい
った石塔類を江戸時代から誰がどういった形で管理していたんでしょうか。

事務局 現在で言いますと、こちらは寿の町内会の方で草取り等をして頂いております。
また地元の方が昔から道標という認識の上でかは不明ですが、一部の道標にお水

をあげたりですとか、お供え物をしたりといった形でお祀りしていたようです。場所的な部分でいいますと今の地元の方々の親やその親の世代ですと、婚礼の際に外からお嫁さんが村に入ってくる際にこの道標のところでお参りをする、といったようなこともしていたそうです。

またこの場所は我孫子の宿の東の外れにあたりまして、元々ここに大きな松の木が1本立っていたんですけれども、一部の地元の方の間ではこの場所に触ると祟りがあるということでタブー視されていました。今回の件は世代交代などで、そうしたタブー視をする方が減ってきたことに加えて、松の木が切り倒された後にこの場所が荒廃してしまったことがまちとしても、宜しくないということで、地元の方から整備の声が上がったという経緯があります。

佐野委員 ありがとうございます。もう一点金塚古墳の方ですけれども、既に県指定になっている遺物のこの石枕ですね。この石枕は所謂渡来系の七星信仰に関係すると考えられていますが、そういった最新の研究の成果などで所見に加えられるようなことはあるのでしょうか。

事務局 石枕につきましては、利根川の下流域で多く発見される傾向があります。佐原以南が圧倒的に多いことが知られています。今回の金塚古墳の石枕につきましては近隣の柏市でも1点確認されていますが、およそ分布域の西端に当たると考えられます。

佐野委員 この石枕が出土する古墳と渡来系の文化との関係性は何かあるのでしょうか。時代はずっと下りますが、中世にこの辺りは千葉氏の妙見信仰が根づくエリアになります。そういった流れの中で石枕と渡来系の文化との関係性に興味を持ったところですよ。

事務局 ご意見ありがとうございます。お話にありました石枕と渡来系文化との関係性につきましては、現在我々の方では把握できておりませんので今後調査を行いたいと思います。

浅間委員 今のお話ですと石枕は渡来系のものがこちらに入ってきたということですから、利根川の下流域から徐々に上流の方へ広がっていったという理解で宜しいでしょうか。

事務局 石枕は素材が滑石という比較的柔らかい石材で作られていますが、そういった玉造の技術というのがやはり利根川の下流域に分布しています。それらと渡来系の文化との関係性につきましては現時点では分かりかねますが、石枕の分布とし

ては圧倒的に利根川の下流域に多く、周辺に行けば行くほど密度が薄くなっている状況です。他には東京湾の沿岸にも若干事例があります。

梅村会長 道標類の名称についてですが、こちらは「水戸道・成田道」というもので宜しいでしょうか。こういった場合、「水戸道中」や「水戸街道」といった言葉が一般的かと思うのですが。

事務局 こちらの名称につきましては、現地を整備する際に地元の方と協議しまして、統一された名称が必要であろうということで命名したものになっています。歴史的な名称とすると「水戸道中」がよろしいでしょうか。

梅村会長 「水戸道中」の方が聞きなじみはあるかと思います。

事務局 今回、道標類の中で「水戸道」や「成田道」といった言葉が使われていますので、それらを引用したような形になっています。

梅村会長 では今後正式に指定化などする際には再度検討の方お願い致します。他には何かありますでしょうか。

西川委員 資料の方で説明のなかった⑦⑧については、詳細は不明ということでしょうか。

事務局 おっしゃる通りです。⑦⑧につきましては、文字などが見られず、新しい時期のものである可能性もありますので、現地の並びの中でも一番後ろに回しています。

西川委員 元々はこの並び方ではなかったということでしょうか。

事務局 元々は倒れてしまっているものや、バラバラになっていたものを、今回の整備で年代の分かるものについては年代順に並べ直したような形になります。

西川委員 ③の北側にある番号の付いていないものも不明なものでしょうか。

事務局 こちらについては、灯籠のような形状のものなのですが、時期については不明となっています。こちらの位置については従前と同じような位置関係になるように配置してあります。

西川委員 了解いたしました。

古里先生 金塚古墳についてですが、先程話に上がりました石枕と朝鮮半島との関係性につきましては今後研究を要するということですが、その他の内容につきましては、十分に指定に値するものであると考えられます。

梅村会長 他には何かありますでしょうか。なければ、事務局の方で以後の手続きをお願いできればと思います。

事務局 ありがとうございます。それではこの 2 件につきましては正式に「我孫子市指定文化財候補一覧」へ掲載させていただきます。

梅村会長 それでは最後の議題に移りたいと思います。その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2 点事務局から報告事項が御座います。まず資料 6 をご覧ください。布佐にありますが榎本家住宅の国登録文化財への登録についてになります。こちらにつきましては御当主の代替わりに伴い、屋敷の建物の保存等について令和元年に所有者より市への相談がありました。

それでは榎本家の概要についてご説明いたします。榎本家は我孫子市布佐に所在する旧家で、利根川に面する台地の東端、旧布佐市街の中心にあります。榎本家は、徳川家光治世下の 17 世紀に下野国都賀郡から布佐に移住したと伝えられる家系で、17 世紀中期以前の詳細は不明ですが、寛文 11 年（1671）に没した初代以降、「次郎右衛門」を襲名して栄えました。特に利根川対岸の布川町の杉野家から、安政 5 年（1858）に養子として迎えられた 14 代榎本次郎右衛門（1840～1913 年）とその息である 15 代次郎右衛門（1876～1926 年）の時代には、布佐町長や衆議院議員を務めるなど要職を歴任し、近隣の大地主であると同時に金融・各種商業にも携わり、地元の発展にも尽力しました。

次に敷地内の様子についてご説明いたします。南北に通じる国道 356 号と利根川土手に挟まれる屋敷地の形状はほぼ矩形で、国道から東向きのアプローチ路を引き込んで屋敷地を大きく南北に二分し、その北側に住宅建築群と庭園を配しています。この東西方向のアプローチ路の東端に「正門①」を設け、この門から北東に延びる敷石を通過して「主屋（二階建）②」に至ります。この主屋（二階建）の東側及び北側には、昭和 33 年（1958）以降に大規模な増築がなされているが、南側には芝生を養生する広大な庭園が広がっています。

続いて、主屋（二階建）の西側に廊下を介して繋がるのが「主屋（平屋）③」で、その南側には和風庭園が設けられています。さらに主屋（平屋）の北側には「北土蔵④」、北土蔵の東側、主屋（二階建）の北側には「釜場⑤」が配置され

ています。この他に、敷地の北側に納屋、利根川土手に面して裏門⑥、主屋（平屋）の西側には祠⑦が配され、敷地の西側一段低くなった部分には長方形の池⑧が設けられています。

今回、ご相談を受けて令和 2 年の夏から調査に入りました。それ以前には、平成 2 年に教育委員会が文書を中心に整理しています。今回は主屋を中心に、土蔵・納屋を調査しています。内容としましては、工芸品・絵画・民具などが確認されています。工芸品や絵画などについては、榎本家の当主が買い集めたものと考えられます。令和 3 年 7 月に東京芸術大学美術学部建築科の学生による建物調査が行われました。その成果として、今ご覧頂いている資料の図面等が作成され、各建物の成立年代についても一部判明しました。この折、河東委員にも現地調査をして頂いております。また令和 4 年 9 月に文化庁の調査官に現地の視察をして頂き、建物については築年数などから国の登録には値するのではないかとという回答を頂いています。その際には、利根川の改修と榎本家の歴史は不可分なので、そのあたりを整理した上で意見具申してほしいとの指示も頂きました。

次に庭園についてですが、今回庭園についても国登録記念物として申請を行いたいと考えています。こちらについては、文化庁としてもこれまでの事例が少ないので、千葉県ともよく相談した上で進めて欲しい旨、伺っています。この庭園の特筆すべき点としては、3 点ありまして、1 点目は国道 356 号に面した池になります。この池は石垣を組んで造ってありますが、所有者の話では魚を飼うために造ったとのこと。また地元の方からのお話で近隣の防火水槽としても使っていたということで、榎本家と地域との繋がりが分かるものになっています。2 点目は、水塚になります。榎本家は敷地全体が周囲より 1m 近く盛り土されており、これは洪水対策を行った上で屋敷造成をしたと考えられます。3 点目は門になります。門は利根川の改修以前は利根川に向かってありましたが、その後は国道沿いに移された後にもう一度現在の位置に移転されています。これは利根川の改修など布佐の歴史と密接に絡んだ象徴的な事例と言えます。それ以外にも庭園の構成要素として、イチョウやサルスベリの木があります。このサルスベリについては聞き取り調査から、榎本家の人々にとって大切なものである、ということが分かっています。こういった内容を整理した上で、登録の申請を進めていきたいと考えています。また庭園につきましては、建物に比べて資料が少ないこともあり、建物とは切り離して、来年度申請に向けた調査を行う予定です。

次に現在の登録へ向けたスケジュールについてご説明させていただきます。まず現在の所有者の意向としましては、登録へ向けて進めていくということで承諾を頂いています。また市の指定ではなく国登録ということで、地元の方に活用して頂きながら、文化財の保存を行っていきたいという意向も伺っています。登録の範囲についてですが、建物と庭園になります。これらの維持のための資金調達手段として、主屋部分を活用することを考えています。また現在所有者は主屋にお住

いですが、今後活用をしていくに当たっては、居住部分と活用部分を分離する方向で進めています。登録の申請につきましては、建物については図面などの基礎的な資料は揃ってきていますのでこちらを以って手続きを進めていきたいと思えます。庭園についてはまだ調査が足りていないので来年度継続して調査を進めていきたいと考えています。今後の予定につきましては、通常国登録の手続きは市町村の文化財審議会に諮ることをせず、報告という形で進められますが、今回の建物については、文化財保存活用地域計画を策定した自治体に於いては、通常の見解具申ではなく、文化財審議会から文化庁へ提案できるという制度があります。今回、文化庁からこの制度を活用して欲しいという要望がありましたので、榎本家住宅の建物については、河東委員と藤木委員にご協力をお願いしまして、作成した調書を文化財審議会に諮らせて頂きます。そして我孫子市文化財審議会から国の文化審議会へ提案するという流れで進めたいと考えております。庭園につきましては、通常の見解具申の手続きで進めたいと考えております。委員の皆様には本会で経過等報告させて頂きます。

梅村会長 それでは榎本家住宅の報告についてご意見はありますか。榎本家住宅の建物について、国登録へ向けて本会から提案するというところでよろしいか、ということですね。

河東委員 それについてはそれでよろしいかと思えます。所有者もこの国登録の件については理解しておられるので、審議会から国へ提案するという形でよろしいかと。建物としましては、実際に私も現地で見させて頂きまして、非常に質は良いものです。また年代もはっきりとは分かっていませんが、敷地に入って左の主屋の平屋部分が明治の中頃、そこに接続する二階建ての部分が昭和の初期のものであろうと思えます。どちらも近代和風建築としては質の高いものになっていますので、登録には十分見合うものと考えられます。また登録の場合、建造物は棟数で数えますので、現在でも 1 万件は超えていると思えますが、名勝・史跡については数えるほどしかありません。つまりこれは審査が厳しいということで、相当なレベルを求められると思えます。ですので、建物としては問題ないかと思えますが、庭園としてのレベルを考えると少し厳しいかなというのが率直な意見です。もしも文化庁側に庭園の登録を増やしたいという意図があればまた別ですが。

また建物については、近年は文化庁の調査官が大体 2 回は現地を見に来ますが、その際、登録の範囲についての指示があると思えます。これは含められるだけ含められると良いかと思えます。現時点では、正門、主屋二階建て、主屋平屋、北土蔵、窯場の 5 棟ですね。

事務局 主屋脇の祠も入れられればと考えています。

河東委員 そうですね。祠は入れておくといいと思います。庭園については、どのような価値づけができるのか今後しっかり調査する必要があると思います。

藤木委員 私の方も実際現地を見てからと考えておりますが、主屋二階建ての奥の部分ですね。こちらは昭和 10 年代よりももっと新しい時期に増築されたように見受けられますので、ここを一括りにできるのかという問題があると思います。

事務局 この部分については難しいところになっていまして、新しい部分については昭和 33 年以降のものになりますので、所有者の方の意向も確認中ですが、今後の方向性次第では所有者の居住スペースとして位置付ける可能性もあります。

藤木委員 築年数的には登録の範囲に入れられる可能性もあるので、その辺りは検討が必要かと思います。

河東委員 我孫子市は地域計画を策定していますので、今国ではこの地域計画を策定している市町村に限って、登録文化財の内、重要なもの 1 件について補助を出す、ということをやっています。また地域に貢献するようなものについては、修理費などの工事費も補助が出るということです。千葉県で言うと 2 年前くらいに富里市で補助を受けて建物 3 棟を修理したんですが、補助率が地方交付税を含めて 90% くらいの非常に補助率の良い補助だったんですね。ただそれから千葉県でも地域計画を策定した市町村も増えてきましたので、この先は分かりませんが。

ただ、今回榎本家住宅に関しては、文化庁の要望もあって、審議会からの提案という手続きを取るということですから、同時にその後の修繕や活用のための工事費などの補助についてもこちらから要望しても良いと思います。

特に、ここは個人所有になりますから、維持管理していただくだけでも相当お金がかかるでしょうから、補助できる部分はしてあげられた方が良いでしょう。

梅村会長 旧井上家住宅については、元々国の登録文化財だったものを市の指定文化財に移行した経緯があったと思いますが、そういったことはこの先考えられるのでしょうか。

事務局 当時は、旧井上家住宅の土地を購入するために県の起債を充てる必要があったため、その要件として市の指定文化財であることが必要とされていたので、登録を解除して指定文化財化したという経緯があります。そのため、逆に現在国の補助を受けられなくなってしまったという状況があります。

市の方では現在、文化財保護補助金という形で、市の指定文化財をお持ちの民

間所有者に対して修繕などにかかる費用の半額を補助できる制度がありますが、登録については現在対象となっていないため、今後制度を改正して登録文化財にも対応させていきたいと検討しています。

河東委員 登録文化財に関しては基本的に工事費などの補助はゼロなんですけど、12年前の震災の時のようなことがあった時に、登録になっているかどうかというのは非常に大きいんですね。震災で被災した登録文化財は殆ど100%どこからか補助が出ています。逆に登録になっていないものに関しては、どこからも補助が出ずに取り壊されてしまったものも多くあります。ですので何かあった時に登録にさえなっておけば、誰かしらかが助けてくれるだろう、という安心感がありますね。

佐野委員 先程、河東委員からお話がありましたが、指定とか登録といった際に、建物ばかり注目されがちですけども、私の視点から言いますと、屋敷神ですね。これ写真で見るととても立派なんですね。方角などもしっかり気にしているようですから、まず家相図に則っているのかどうか、これが重要なかなと思います。それから名称についてですが、榎本氏・神社なのか、榎本・氏神社なのかで全く性格が変わってくるんですね。もし氏神社ということだと、この榎本の本家がお祀りしていますけれども、社としては一族全てのものということになりますので、これは結構大事な問題になってくるかと思います。

そういった点を付け加えさせて頂きたいと思います。

浅間委員 先程、サルスベリの木が榎本家にとって大切なものであるという話がありましたが、具体的にはどういったことでしょうか。

事務局 このサルスベリの木は庭園の丁度真ん中に植えられているのですが、ある意味で庭園のシンボリックな存在として代々大切にされてきたということです。

逆に浅間委員にお聞きしたいのですが、こちらのサルスベリの木は、幹の太さなど写真で見ても如何でしょうか。

浅間委員 直接見ないことには何とも言えませんが、枝ぶりを見る限りは立派なものなので、歴史を感じる木だとは思いますが。

河東委員 資料の今後の予定の部分についてですが、文化財審議会に登録に相応しいかどうかを判断して、登録の提案を行うということになってはいますが、これは通常市町村の国登録文化財は、県を通して国へ申請するという流れのところを、今回は文化財審議会から直接国へ提案を行う、という理解で宜しいでしょうか。

事務局 その通りです。地域計画を策定している市町村に関してはそのようにできるといふ特例措置が存在するのですが、実際に活用された事例が乏しいということで、文化庁からは是非ということで要望がありました。

河東委員 私の遭遇した事例ですが、ある市町村で地元の方が古い駅舎を登録にしたいということで市に持ち込んだところ、市の文化財審議会で弾かれてしまい、県に相談してもダメだったということで、私の方で直接調書を書いて提出したということがありました。

そういった事例に対して、一度でも国に相談してくれたらというのが国の考えらしいんですが、その啓発という部分もあるのかもしれませんが。

梅村会長 この件について他にもご意見はありますか。なければ続けて事務局よりもう一件の報告事項をお願いします。

事務局 資料 7 をご覧ください。旧井上家住宅天井破損についてご報告致します。先月になりますが、警備会社へ旧井上家住宅から通報があったということで、警備会社が警察官を同伴して現場へ立ち入ったところ、母屋から動物が逃げて出て行ったということでした。建物内を点検したところ、奥の書院の天井に穴が開いていたということでした。資料に当日の写真を載せています。どうやら小動物が屋根裏に巣を作っていたようで、業者に屋根裏を確認して貰ったところ、あちこちに痕跡があったようです。

こちらについては、早急に対策として屋外からの侵入経路となりそうな箇所ネットを張って対応しています。また書院の天井の穴については、屋根裏を確認して貰った業者から、今見えている天井板の上にもう一枚板が張っているようだというので、一度河東委員と藤木委員に現地を確認して頂いて、修理の方向性を定めようと考えております。

河東委員 写真を拝見する限りですが、やはり最終的には一度天井板を解体して、再度張り直す必要があると思います。今回、差し当たってということであれば、接着剤を使用してということでも構わないかと思えます。

また今報告の中であった天井板の上にもう一枚板を張るといふのは通常見ない形状ですので、一度現地を確認したいと思えます。一つ可能性として考えられるのは、当初の天井の下に一段下げて現在見えている天井板を張っているのかもしれない。

事務局 確認した業者の話では、天井のような仕上げをしている感じではないようでした。またこの形状は井上家の他の箇所でも見られるようです。

河東委員 どちらにしても一度直接確認する必要があるかと思います。

浅間委員 小動物はフンを見れば、種類が分かります。ハクビシンであれば雑食で糞の中に種などが含まれていれば、間違いないでしょう。タヌキも雑食ですが、ため糞の習性があるので糞が一ヶ所に固まっているかどうかで分かります。

河東委員 対策としては、今回のようにネットを張るといのは効果的でしょうか。

浅間委員 どこからでも入れる隙間があれば入ってきてしまうので、屋外から直接というだけではなく、一端建物内に入り込んでから屋根裏に上がるという可能性も検討した方がいいかもしれません。

事務局 今回軒下の金網が一部破れていましたので、侵入ルートはそこであると考えられましたので早急にその部分と周辺について塞いだ形になります。

また今回の小動物は破損した天井板に足跡が残ってしまっていて、そこからハクビシンであったろうと考えています。

梅村会長 他にございませんか。なければ、議題は以上となりますので本会はこれにて閉会といたします。